

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
上越市	(略) 介護付有料老人ホーム きららふれあいの杜上越	(略) 上越市頸城区西福島944番地1	上越市	(略) 介護付有料老人ホーム きららふれあいの杜上越	(略) 上越市頸城区西福島944番地1
	<u>小規模特別養護老人ホーム 大潟愛宕の園</u>	<u>上越市大潟区土底浜978番1</u>			
(略)			(略)		
村上市	特別養護老人ホーム 村上まごころの里	村上市大津3689-2	村上市	特別養護老人ホーム 村上まごころの里	村上市大津3689-2
	<u>特別養護老人ホーム あさひ</u>	<u>村上市猿沢2160</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。